

議員提出議案第10号

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年 3 月27日

提出者

1 番	むらまつ 勝康	2 番	大 高 た く
3 番	中 村 けいこ	8 番	小 山 たつや
9 番	く ぼ 洋 子	1 0 番	おりかさ 明実
1 1 番	中 江 秀 夫	1 2 番	渡 辺 キヨ子
1 3 番	出 口 よしゆき	1 4 番	黒柳 じょうじ
1 5 番	上 原 ゆみえ	1 8 番	く げ しげる
1 9 番	うてな 英 明	2 0 番	工 藤 きくじ
2 1 番	清 水 忠	2 2 番	佐藤 ゆうだい
2 3 番	米 山 真 吾	2 8 番	上 村 やす子
2 9 番	向 江 すみえ	3 0 番	三小田 准 一
3 1 番	中 村 しんご	3 2 番	斉 藤 初 夫
3 3 番	牛 山 正	3 4 番	荒 井 彰 一
3 5 番	丸 山 銀 一	3 7 番	池田 ひさよし

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故やスポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。記憶力や理解力の低下など神経系に異常をきたすものであり、重症の場合は寝たきりの生活となる。

この病気は MRI などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれる人も多い。

世界保健機構の報告によると、軽度外傷性脳損傷の患者は年間約 900 万人に上ると推測されており、日本でもその対策が求められているところである。

よって、本区議会は政府に対し、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給されるように、労災認定基準を改正すること
 - 2 労災認定基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定ができる、神経学的検査法を導入すること
 - 3 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。